

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令について

1. 背景

第 211 回国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 5 年 4 月 28 日に公布された。

改正法のうち目的規定等の改正、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設、地域公共交通利便増進事業の拡充等については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 220 号）に基づき、令和 5 年 10 月 1 日に施行することとされているところ、これに伴い、関係省令について所要の整備等を行う必要がある。

2. 概要

（1）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 80 号）の一部改正

① 鉄道事業再構築事業における事業構造の変更に係る内容の追加（第 9 条関係）

改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「地域交通法」という。）第 2 条第 9 号に規定する鉄道事業再構築事業において行う「事業構造の変更」について、鉄道施設の整備及び維持管理に要する費用の全額負担等の地域旅客運送サービスの提供方法の改善を図るための措置を講ずるための措置に関し、地方公共団体との間で協定を締結する場合を追加することとする。

② 地域公共交通利便増進事業に該当する事業の追加（第 9 条の 3 関係）

地域交通法第 2 条第 13 号ハの規定に基づき、地域公共交通利便増進事業に該当する事業として、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する事業等を新たに定めることとする。

③ 国土交通大臣の認定を要しない計画の軽微な変更（新設）

改正法において、地域公共交通特定事業、新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業に係る実施計画等について軽微な変更に係る手続を新設したところ、軽微な変更に関し、当該事業の実施に実質的な影響を与えないものに限るとともに、軽微な変更を行う場合の届出書に記載しなければならない事項を定めることとする。

④ 交通手段再構築実証事業計画の記載事項（新設）

地域交通法第 29 条の 4 第 2 項第 6 号に規定する国土交通省令で定める事項は、交通手段再構築実証事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項とすることとする。

⑤ 交通手段再構築実証事業計画に係る同意に関する協議（新設）

地域交通法第 29 条の 4 第 4 項の規定により交通手段再構築実証事業計画に係る協議の申出をしようとする再構築協議会は、同条第 2 項各号に掲げる事項を記載した協議書を国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

また、同条第 7 項の規定により、当該計画の変更に係る協議の申出をしようとする再構築協議会は、当該事業の実施状況を記載した書類を添付の上、変更しようとする事項及びその理由を記載した協議書を国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

(2) 鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）の一部改正

① 協議運賃（※）の届出の方法（第 33 条関係）

改正法による改正後の鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号。以下「鉄道事業法」という。）第 16 条第 4 項の規定により協議運賃を設定し、又は変更する場合には、届出書に協議運賃を適用する路線の区間を記載するとともに、以下の書類を添付しなければならないこととする。

- ・原価計算書その他の旅客運賃等の額の算出の基礎を記載した書類
- ・届出書に記載する事項について、沿線地方公共団体、鉄道事業者及び地方運輸局長からなる協議会において協議が調っていることを証する書類

（※）関係者間での合意の下、柔軟に設定された運賃をいう。（3）①②において同じ。

② 収支の状況の公表及びその方法に関する事項（新設）

鉄道事業法第 16 条第 7 項の規定による収支の状況の公表は、毎事業年度の終了後 8 月以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならないこととする。

(3) 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の一部改正

① 地域公共交通会議の見直し（第 9 条の 2、第 9 条の 3 関係）

一般乗合旅客自動車運送事業における協議運賃については、改正法による改正後の道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「道路運送法」という。）第 9 条第 4 項に規定する構成員により協議を行うことを法定したことに伴い、関係規定の整理を行うこととする。

② 一般乗用旅客自動車運送事業における協議運賃の届出手続（新設）

一般乗用旅客自動車運送事業において、道路運送法第 9 条の 3 第 3 項の規定により運賃等の設定又は変更をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の 30 日前までに、運賃等を適用する営業区域、運賃等の額、実施予定日等を記載した届出書を提出するものとし、当該届出書には同項に規定する協議会において協議が調っていることを証する書面を添付するものとする。ただし、同法第 9 条第 7 項第 2 号及び第 3 号に該当しないような場合には、あらかじめ届け出ることとすることとする。

③ 地域公共交通会議と運営協議会の統合（第 51 条の 7、第 51 条の 8 関係）

運営協議会における協議事項は地域公共交通会議においても協議を調えることが可能となっているところ、協議の場を運営しやすくする観点から、運営協議会に係る規定を削除し、法令上、運営協議会を地域公共交通会議に統合することとする。

(4) 国土交通省関係地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則（令和 2 年国土交通省令第 94 号）の一部改正

① 国土交通大臣の認可を要しない共同経営計画の軽微な変更（第 8 条関係）

軽微な変更の運用の合理化による手続の一層の円滑化が必要な状況であることに鑑み、共同経営計画の軽微な変更について、当該共同経営計画の実施に実質的な影響を与えないものに限るための所要の改正を行うこととする。

(5) その他

改正法の施行に伴う関係省令の規定の整理を行うほか、所要の改正を行うこととする。

3. スケジュール

公 布：令和 5 年 9 月 22 日

施 行：改正法の施行の日（令和 5 年 10 月 1 日）